

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

(1) 大気汚染防止法

(平成23年度)

届出種類	ばい煙	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	合計
設置	230 (173)	2 (2)	17 (13)	0 (0)	249 (188)
使用	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
構造等変更	40 (17)	5 (2)	3 (1)	0 (0)	48 (20)
氏名等変更	—	—	—	—	452 (326)
使用廃止	274 (166)	3 (1)	47 (39)	0 (0)	324 (206)
承継	50 (23)	1 (1)	3 (1)	0 (0)	54 (25)
排出等作業	—	—	—	595 (481)	595 (481)
合計	594 (379)	12 (6)	70 (54)	595 (481)	1723 (1246)

(注) ( )内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村（以下政令市等\*）における件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(平成23年度)

届出種類	大気基準適用施設
設置	4 (3)
使用	0 (0)
構造等変更	3 (3)
氏名等変更	30 (19)
使用廃止	11 (9)
承継	1 (1)
合計	49 (35)

(注) ( )内は政令市等\*における件数で内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(平成23年度)

届出種類	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合計
	ばいじん	有害物質	届出施設	届出工場等			
設置	18 (7)	41 (15)	84 (49)	4 (4)	152 (49)	9 (5)	270 (100)
使用	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)	9 (0)
構造等変更	3 (1)	14 (5)	18 (3)	4 (3)	14 (2)	2 (2)	49 (14)
氏名等変更	—	—	—	—	—	—	276 (111)
使用廃止	29 (15)	89 (51)	125 (65)	5 (5)	192 (75)	7 (2)	293 (97)
承継	4 (3)	14 (5)	46 (22)	3 (3)	30 (12)	1 (1)	67 (24)
排出等作業	—	—	—	—	—	106 (93)	106 (93)
合計	54 (26)	159 (76)	275 (139)	16 (15)	394 (138)	125 (103)	1070 (439)

(注) 1 ( )内は政令市等\*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

\*平成23年度末時点の政令市等は以下のとおり

大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、箕面市

東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法は豊中市、吹田市、八尾市を除く。